

## 新型コロナウイルス:断食明け小祭(コリテ)前の移動制限措置強化・交通規制緩和 及び現在の状況(5月20日)

### 【ポイント】

- 5月19日、セネガル内務省は、ダカール州、ンブール県及びティエス県での新規感染者の増加に伴い、断食明け小祭(コリテ)前後の州をまたぐ移動(ダカール州以外は県をまたぐ移動)を実質禁止するとの方針を発表しました。また、インフラ・交通省は、3月25日に発表した交通規制のうち、乗員数の制限を緩和しました。
- コリテ前後には、テロの発生や犯罪被害に十分注意してください。
- その他セネガルにおける現状は本文2をご確認ください。邦人の方の感染や隔離の情報に接した場合には、当館までご一報お願いいたします。

### 【本文】

#### 1 セネガルにおける一部措置の変更

##### (1) 移動制限措置

セネガル内務省は、5月19日付けのコミュニケにおいて、新規感染者の80%がダカール州、ンブール県及びティエス県で発生しているとして、5月25日(日)前後に予定されている断食明け小祭(コリテ)を前に、移動制限の強化措置を発表しました。元々、コリテの時期には、多くの人々が地元へ移動するため、5月11日の大統領による非常事態下の一部措置緩和の演説を受けて、翌12日にはダカール州以外は県内の移動を可能とする通達を発表していました。また、数日前のテレビインタビューにおいても、内務大臣は、州内での県をまたぐ移動をこの時期に例外的に認め、州をまたぐ移動についても許可を申請すれば可能である旨を表明していました。

しかしながら、このコミュニケでは、ダカール州、ンブール県及びティエス県の住民に対し、コリテの前後にこれらの州や県を越えた移動をしないよう呼び掛けています。また、州をまたぐ移動についても、本20日の21時以降、当面の間、例外許可の発給は一時停止されることとなりました。このため、他州の住民も、実質的に、コリテの間の州をまたぐ移動はできないこととなります。違反者には、通常の罰則措置に加え、車両の一時的没収などの措置が取られるようです。

##### (2) 交通規制

5月19日付けのセネガルインフラ・交通省の通達によると、3月26日付けの領事メール(<https://www.sn.emb-japan.go.jp/files/100032004.pdf>)でお知らせした交通規制のうち、乗員数制限措置が緩和されることとなりました。バス等の公共交通機関(デムディック、ミニバス、カーラピッド)は座席数まで許容され、立ち乗りは禁止、定員数5名のタクシー及び私用車は、ドライバーを含めて4名まで乗車可能となります。

#### 2 コリテに伴う注意喚起

例年コリテの前後には人々が開放的になり、市内各地で集団化する傾向があります。また、コロナの影響による生活困窮に起因した一般犯罪も増加しております。邦人の皆様におかれては、最新の治安情報の入手に努めるとともに、テロの標的となりやすい場所(不特定多数が集まる場所等)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

### 3 セネガルにおける状況（5月20日現在）

#### （1）感染状況

5月20日現在、セネガルにおける新型コロナウイルスの感染者は累計2714名、うち30名が死亡、1名が国外搬送、1186名が治癒済み、1497名が治療中です。引き続き一日当たりの検査数、感染者数が多いほか、死者数が増加傾向にあります。ダカール市内でのコミュニティ感染数、発生地区も増加しています。

現在、セネガルのほぼ全土において感染が確認されていますが、感染者の多くはダカール州で発生しています。感染者が発生している保健区は79のうち36保健区で、ダカール西部（少なくとも392名）、ダカール北部（少なくとも259名）、ダカール南部（少なくとも372名）、ダカール中央部（少なくとも288名）、ンバオ（少なくとも74名）、ユンブル（少なくとも33名）、ゲジャワイ（少なくとも97名）、ピキン（少なくとも63名）、ルフィスク（少なくとも57名）、サンガルカム（少なくとも76名）、ジャムニャジョ（少なくとも25名）、クルマサル（少なくとも21名）、ティエス（少なくとも54名）、ンブール（少なくとも20名）、ポペンギンヌ（少なくとも5名）、ティバワン（少なくとも2名）、プットウ（少なくとも54名）、トゥーバ（少なくとも289名）、ンバケ（少なくとも43名）、ジュルベル（少なくとも1名）、ジガンショール（少なくとも15名）、ウスイ（少なくとも1名）、ジュルル（少なくとも2名）、サンルイ（少なくとも6名）、リシャートル（少なくとも1名）ファティック（少なくとも2名）、ジャハオ（少なくとも1名）、カオラック（少なくとも5名）、ニョーロ（少なくとも4名）、タンバクンダ（少なくとも22名）、グディリ（少なくとも63名）、ベリンガラ（少なくとも65名）、ルーガ（少なくとも31名）、サカル（少なくとも1名）、セデュー（少なくとも96名）及びリンゲール（1名）です。

5月19日には、コロナ治療の指定病院ではない医療機関（ダカール）での死亡が2名確認されており、保健当局が把握できていないコロナ陽性者の点在が懸念されています。

#### （2）感染が疑われる場合

発熱、咳等の風邪症状が出ている場合や、身近な方や勤務先等での接触者に感染が確認された場合には、自己隔離し、外出を避け、（現地の医療事情に鑑み）医療機関を受診することは避けていただき、症状が数日以上続く場合にのみ、保健省の相談窓口「800 00 50 50」（24時間対応）にご相談ください。また、呼吸困難等の緊急事態の場合には、「1515」にて救急車（SAMU）を呼ぶことを推奨いたします。いずれの場合にも、速やかに当館まで情報共有いただきますようお願いいたします。同様に、外出時等に「接触者」等として取り扱われ、自宅隔離を命じられるような場合には、速やかに当館までご連絡いただきますようお願いいたします。

#### （3）病院関連情報

現在、セネガルにおいて、新型コロナウイルス感染者が隔離入院している場所は、ジャムニャジョの小児病院内の治療センター、ダカールのFann大学病院、l'Ordre de Malte 総合病院、Principal 軍病院、ダンテック病院、グランヨフのIdrissa Pouye 病院、ゴルフ・クリニック、ゲジャワイのDalal Jamm 病院、トゥーバ、ジガンショール、コルダ、タンバクンダ、サンルイ、セデュー、カオラックの治療センター等の医療施設です。また、感染者数の増加に伴い、感染者のうち、50歳未満で既往症がなく、かつ、無症状の者は、医療機関

ではなく、ゲレオの専用施設またはレオポール・セダール・サンゴール旧空港敷地内の施設に隔離されており、今後はこれに加えて政府指定のホテルにも隔離される予定です。

#### (4) 接触者の隔離場所関連情報

感染者との接触者は、ダカールにおいては複数のホテル（Ngor Diarama, Savana, LagonII, IBIS, Novotel）に隔離されていましたが、今後は自宅にて自己隔離が命じられる予定です。ご自身が接触者として自己隔離を命じられる場合や、邦人の方が隔離対象となった等の情報に接した場合には、当館までご一報いただけますようお願いいたします。

#### (5) その他制限等

セネガルでは3月24日に非常事態宣言が発出され（4月3日付けで30日間、5月3日付けで更に30日間延長）、5月12日以降は夜間21時から早朝5時までは外出禁止となっています。

また、4月19日以降、行政サービス、民間サービス、商業施設、交通機関においてはマスク着用が義務付けられています。宗教施設や学校は一部再開が決定されていますが、引き続き集会禁止の原則は適用されており、違反者への罰則もありますのでご注意ください。

#### (6) 感染を避けるために

在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、不要不急の外出を避け、外出時には人混みを避けると共に、マスクの着用や、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒等を行い、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。また、屋内では、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）に集団で集まることは避けていただき、十分な換気をされることを推奨いたします。

#### (参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●日本帰国時の措置について（厚生労働省サイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●在セネガル大使館 HP 日本語版

[https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

#### 【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

[taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp](mailto:taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp)

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)